

2024年（令和6年）第7回総会議事録

- 1 告示年月日 2024年（令和6年）6月14日（金）
- 2 通知年月日 2024年（令和6年）6月14日（金）
- 3 開催年月日 2024年（令和6年）6月28日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - 議案第4号 非農地証明について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、集積のみ）
- 6 報告事項
 - （1）農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
 - 1番 佐藤 眞子 2番 土屋 智樹 3番 沖 賢二 4番 野田 幸男
 - 5番 寶諸 孝也 6番 佐藤 泰造 7番 小林 輝仁 8番 石井 洋子
 - 9番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 11番 能宗 秀典 12番 下江 京子
 - 13番 山本 明
- 8 欠席委員
 - 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
- 9 その他の出席者
0名

1 0 事務局出席職員等

事務局 長	林 茂晃	事務局 次 長	杉原 信広
事 務 局	藤岡 貴世	松 永 出 張 所	花 田 宏
北 部 出 張 所	藤井 勝俊	沼隈出張所長	須野田 康行
神 辺 出 張 所	板 谷 浩 司	以 上 7 名	

1 1 議事内容

午前10時03分

事務局長	それではただいまから、２０２４年（令和６年）第７回福山市農業委員会総会を開会いたします。 本日は谷本会長病欠のため、会議規則第１２条の規定により岡本職務代理に会議の進行をお願いします。
職務代理	それでは、会議規則第３条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。 委員総数１５名のうち、 出席委員１３名、欠席委員２名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第１０条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。 議席番号 ２番 土屋智樹（つちや ともき）委員と 議席番号 １０番 安原理雄（やすはら みちお）委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	２０２４年（令和６年）第７回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）についてです。 １０ページ１３番を取り下げ。 次に１７ページ３１番と３２番について、取り下げ。 次に２３ページ合計欄について、「田１０７筆８９，９３２．６１㎡ 計１２５筆１１０，１８５．６１㎡」を「田１０５筆８７，８０４．６１㎡ 計１２３筆１０８，０５７．６１㎡」に訂正。 次に１９ページ４７番利用目的欄について、「田 水稻」を「畑 野菜」に訂正、２１ページ５８番から６０番の借受人欄について「代表取締役社長」を

事務局 (つづき)	「代表取締役」に訂正。 説明は以上です。
議 長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、6 月 2 4 日の午前 8 時 3 5 分からの現地調査に続き、午前 1 時から市役所 3 階 小会議室で協議会を開催しました。 委員 7 名 全員の出席により、 議案第 1 号 4 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 5 件、合計 1 0 件について審議しました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 1 番から 4 番について報告します。 1 番は、坪生町の受人が、兵庫県明石市の渡人から申請地の持分贈与を受けるものです。 2 番は、御幸町の受人が、奈良県北葛城郡上牧町（きたかつらぎぐん かんまきちょう）の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 3 番は、御幸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 4 番は、佐波町の受人が、東京都品川区の渡人から申請地の持分移転を受けるものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、6 月 2 5 日の午後 1 時 2 0 分からの現地調査に続き、午後 4 時から市役所 3 階 小会議室で協議会を開催しました。

議 長 委 員 7 番 小林	委員 10 名中 8 名の出席により、議案第 1 号 5 件、議案第 3 号 3 件、議案第 4 号 2 件、議案第 5 号 3 8 件、議案第 7 号 9 件、合計 57 件について審議しました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 5 番から 9 番について報告します。 5 番は、瀬戸町の受人が、津之郷町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し借り受け、新規就農するものです。 6 番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地を贈与にて譲り受け、経営規模を拡大するものです。 7 番は、津之郷町の受人が、神奈川県鎌倉市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 8 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 9 番は、東京都青梅市の農地所有適格法人の受人が、熊野町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。 松永地区の報告をお願いします。 松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、6 月 25 日、午後 1 時 20 分から関係者により現地調査を行い、午後 16 時から松永支所 2 階 21 会議室で協議会を開催しました。委員全員の出席により、議案第 1 号 6 件、議案第 3 号 2 件、議案第 5 号 5 件、議案第 6 号 4 件、議案第 7 号 1 件、合計 18 件について審議いたしました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 10 番から 15 番について報告します。 10 番は、神村町の受人が、広島市の渡人から譲受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 11 番は、松永町三丁目の受人が、本郷町の渡人から譲受けて新規就農し、野菜や果樹を栽培する計画です。
--	--

委員 7 番 小林 (つづき)	1 2 番は、尾道市の受人が、同市の渡人から譲受けて新規就農し、野菜や果樹を栽培する計画です。 1 3 番は、南松永町二丁目の受人が、能島町一丁目の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、野菜や果樹を育成する計画です。 1 4 番は、尾道市の受人が、柳津町二丁目の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。 1 5 番は、藤江町の受人が、同町の渡人から譲受けて経営規模を拡大し、野菜やキノコを栽培する計画です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委員 1 0 番 安原	それでは、北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、6 月 2 5 日の午前 1 0 時 0 0 分から関係者により、現地調査を行い、午後 3 時 3 0 分から北部支所 3 階の 3 0 2 会議室で協議会を開催しました。 委員 1 3 名の内 1 2 名の出席により、議案第 1 号 1 0 件、議案第 3 号 6 件、議案第 4 号 6 件、議案第 5 号 2 3 件、議案第 6 号 2 件、の合計 4 7 件について審議いたしました。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 4 ページの 1 6 番から 5 ページの 2 5 番について報告します。 1 6 番から 1 8 番は、東京都青梅市の農地所有適格法人がそれぞれの渡人から申請地を譲り受け、中国電力株式会社が設置する営農型太陽光発電パネルの下で榊やヒサカキを栽培し、全国的に経営規模を拡大しているものです。 1 9 番は、春日町の受人が御幸町の渡人から申請地と土地建物を取得し、加茂町に転居します。申請地では果樹や野菜を栽培し新規就農するものです。 2 0 番は、駅家町の受人が同町の渡人から申請地を贈与により譲り受け、小麦を栽培し、経営規模を拡大するものです。 2 1 番は、手城町四丁目の受人が母から土地建物を譲り受け、駅家町法成

委員 10番 安原 (つづき)	寺に転居します。同時に娘から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 22番は、駅家町の受人が申請地の持分を贈与により譲り受け、隣地と併せ単独名義し、季節野菜を栽培するものです。 23番は、駅家町の受人が、埼玉県朝霧市の渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。 24番は、新市町の受人が、横浜市の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 25番は、新市町の親子2人が、申請地の持分2分の1ずつ贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	神辺地区の報告をお願いします。
委員 13番 山本	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、6月25日、午前9時から現地調査を行い、午前9時55分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号5件、議案第2号1件、議案第5号7件、議案第6号10件の合計23件について、審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ26番から30番について報告します。 26番は、申請地の川北の田1筆278㎡について、川北の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、畑として耕作し、野菜の栽培をして新規就農をするものです。 27番は、申請地の湯野の畑1筆139㎡について、千葉県船橋市南本町の渡人から、湯野の受人が贈与により譲り受けて、野菜の栽培をして農業の規模拡大を図るものです。 28番は、申請地の西中条の田1筆1,330㎡について、西中条の渡人から、東京都青梅市富岡の農地所有適格法人が譲り受けて、今後申請許可後に設置予定の営農型太陽光パネルの下で榊とヒサカキを栽培し、全国的に経

委員 13番 山本 (つづき)	営規模拡大を図るものです。 29番は、申請地の東中条の田1筆548㎡について、瀬戸町大字長和の渡人から、川北の受人が贈与により譲り受けて、水稻を耕作し農業の規模拡大を図るものです。 30番は、申請地の上御領の田1筆854㎡について、岡山市北区船頭町の渡人から、上御領の受人が譲り受けて、水稻を耕作し農業の規模拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。
委員	
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。
委員	議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定

議 長 (つづき)	について」を上程します。 神辺地区の報告をお願いします。
委 員	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」 7 ページ 1 番について報告します。 1 番は、上御領の申請人が所有する平野の田 1 筆 4 6 4 m²について、農家住宅を建築するものです。場所は、井原鉄道湯野駅から、東へ約 8 9 0 メートルのところ です。 現地調査を行いました が、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 なお、申請地は既に造成していたため、顛末書の提出を受けています。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 2 号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第 2 号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。

	議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐 藤	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」の１番について報告します。 草戸町の受人が、瀬戸町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、明王台小学校の南東、約１キロメートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分決定について」の２番から４番について報告します。 ２番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、住宅１棟を建築するものです。 この案件は、すでに造成が済んでおり、顛末書が添付されています。場所は、瀬戸町学校の北東、約４００メートルです。 ３番は、尾道市の受人が、沼隈町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、住宅１棟を建築するものです。場所は、山南小学校の南、約３００メートルです。 ４番は、水呑町の受人が、滋賀県東近江市の渡人から申請地を譲り受け、宅地の拡張を行うものです。場所は、内浦交流館の北、７００メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもない

	ないことから、許可妥当と判断しました。以上です。	
議 長	松永地区の報告をお願いします。	
委 員 7 番 小林	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の、5 番と 6 番について報告します。 5 番は、西新涯町二丁目の受人が、本郷町の渡人と使用貸借権を設定して、住宅 1 棟を建築するものです。場所は、本郷保育所から、東へ約 2 9 0 メートルのところ です。 6 番は、神村町の受人が、同町の渡人と使用貸借権を設定して、住宅 1 棟を建築するものです。場所は、神村小学校から、南へ約 4 0 0 メートルのところ です。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。	
議 長	北部地区の報告をお願いします。	
委 員 1 0 番 安原	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 9 ページ 7 番から 1 0 ページ 1 2 番について報告します。 7 番は、大阪市中央区の再生可能エネルギー発電事業者が、神戸市垂水区の渡人から申請地を譲り受け、1 6 2 枚の太陽光発電パネルを設置して売電事業を行う計画です。場所は富谷池の西 2 0 0 メートルの所です。 8 番は芦田町の受人が自宅前の申請地を同町の渡人から譲り受け、露天駐車場に転用するものです。現地は既に転用されているため、顛末書の提出を受けています。 場所は有磨小学校の北 1 キロメートルの所です。 9 番から 1 0 ページ 1 1 番は関連案件です。岡山市南区の法人が送電用鉄塔の建て替え工事のため、来年 6 月 3 0 日まで、各申請地を賃借権により借り受け、一時転用するものです。9 番で資機材の運搬のための道路拡幅をし、1 0 番で道路拡幅と作業用地とし、また 1 1 番で鉄塔直下の作業用地として転用するものです。	

委員 10番 安原 (つづき)	場所は富谷池の北東300メートルから400メートルの範囲です。 12番は、大阪市中心部の再生可能エネルギー発電事業者が、芦田町大字福田1230の雑種地で太陽光発電設備の工事を行います。進入路がないため、申請地を60日間一時転用するものです。 場所は富谷池の東300メートルの所です。 以上、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第3号の「9番」から「12番」は、農業振興地域農用地区域内農地の一時転用案件です。 その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 また、議案第3号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。
議長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号は原案のとおり許可することに決定します。 次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐 藤	１番は、京都市の申請人が、平成５年４月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、引野小学校の南、約４００メートルです。 ２番は、蔵王町の申請人が、昭和５５年４月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、蔵王小学校の北、約５００メートルです。 ３番は、春日町の申請人が、昭和５４年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。 場所は、日吉台小学校の南、約２００メートルです。 ４番は、岡山県小田郡矢掛町の申請人が、平成２５年から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。 場所は、坪生小学校の西、約３００メートルです。 ５番は、木之庄町の申請人が、昭和４４年３月から貸家敷地として利用し、現在に至っております。 場所は、樹徳小学校の西、約３００メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野 田	議案第４号「非農地証明について」の６番と７番について報告します。 ６番と７番は、瀬戸町の申請人で同一人です。平成１５年４月から耕作放棄し雑木等が繁茂し山林となっております。 場所は、明王台小学校の南西、約６００メートルです。 なお、６番、７番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局と

委 員 4 番 野田 (つづき)	の調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	議案第 4 号「非農地証明について」の 8 番から 1 2 番について報告します。 8 番は、広島市の申請人が、昭和 4 8 年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、原野となったものです。場所は、吉田池から、西へ約 8 5 メートルのところでは、平成 2 0 年頃から耕作放棄をしていたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。1 0 0 5 9 番 2 3 8 については、昭和 5 6 年頃から住宅敷地として使用していたものです。場所は、清水池から西へ 2 5 0 メートルのところでは、1 1 番と 1 2 番は関連案件です。神村町の申請人が、昭和 6 0 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、山中上池から西へ 0 メートル、北へ 1 0 0 メートル、東へ 2 4 0 メートルのところでは、 なお、8 番、1 1 番、1 2 番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番	それでは、議案第 4 号「非農地証明について」の 1 3 ページ 1 3 番から 1 8 番について報告します。

安原	13番の申請地は平成9年頃から住宅敷地としているものです。 場所は富谷池の西1.2キロメートルの所です。 14番の申請地は昭和61年から住宅敷地としているものです。 場所は加茂小学校の南400メートルの所です。 15番は平成29年4月頃から耕作放棄して雑木等が繁茂し、原野となったとの申請でしたが、現地確認したところ、9割以上が1メートル程度雑草に覆われており、2メートル程度の桑木が4本程度散見されました。まだ、農地への復元が可能なため、農地性はあると判断しました。場所は山野支所の南500メートルの所です。 16番の申請地は昭和61年頃から住宅への進入路として利用されているものです。場所は北部市民センターの北東200メートルの所です。 17番の申請地は平成6年12月から下山守町内会の集会所の敷地として利用されているものです。場所は御幸小学校の西1キロメートルの所です。 18番の申請地は昭和55年頃から作業倉庫の敷地として利用されているものです。場所は常金丸保育所の東50メートルの所です。 現地調査をしましたが、15番を除く申請地は農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、「15番」は非農地証明不可とし、その他の案件は原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —

議 長	全員挙手により、議案第４号は、「１５番」を非農地証明不可とし、その他の案件は原案のとおり証明することに決定します。 次に、議案第５号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野田	議案第５号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の１番から４０番について報告します。 合計で、３８件、６３筆、面積 ４３，８３０．６１平方メートルです。 地目別では、田： ５１筆： ２８，０５４．６１平方メートル、 畑： １０筆：１４，２６２．００平方メートル、 その他： ２筆 １，５１４．００平方メートルです。 新規・更新の別では、 新規分： ２１筆：１５，３５３．６１平方メートル 更新分： ４２筆：２８，４７７．００平方メートルです。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 ７ 番 小林	議案第５号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の４１番から４４番について報告します。 合計で、４件、６筆、面積 ４，５４１㎡です。 地目別では、 田のみで、 ６筆、 ４，５４１㎡、です。 新規・更新の別では、 新規分が １件、 １筆、 １，４５９㎡と、

委員 7 番 小林 (つづき)	更新分が 3 件、 5 筆、 3, 0 8 2 m²です。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長	北部地区の報告をお願いします。
委員 1 0 番	それでは、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の 1 9 ページ 4 5 番から 2 2 ページ 6 8 番について報告します。 全体で、2 4 件、4 3 筆、合計 4 6、1 5 4 平方メートルです。 田の新規分が 2 7 筆、3 2、0 0 4 平方メートル、 更新分が 1 0 筆、 9、6 7 3 平方メートル 畑の新規分が 2 筆、 1、0 8 5 平方メートル 更新分が 4 筆、 3、3 9 2 平方メートル となっております。 作物別では、 水稻の作付けが 2 2 筆、3 0、7 9 7 平方メートルです。 クワイの作付けが 4 筆、 2、5 8 7 平方メートルです。 野菜や果樹の作付けは、 1 7 筆、 1 2、7 7 0 平方メートルです。 なお、今回の新規就農者は 個人が 1 名です。 担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長 委員	神辺地区の報告をお願いします。 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定

13番 山本	について」22ページ69番から23ページ75番について報告します。 合計で、7件、登記地目別は、全て田で11筆、面積13,532㎡です。 利用権別は、賃借が2件2筆、使用貸借が5件9筆で、利用目的別では、10筆が田で水稻、1筆が畑で野菜です。 新規・更新の別では、新規分4件9,638㎡、更新分3件3,894㎡です。 担当委員による調査、報告があり、協議会で審議しましたが、いずれも農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第5号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。 議案書（別冊）の14ページから23ページにかけて計73件を上程しています。 この内、「新規就農促進措置」による貸借はありませんでした。 本計画案は、4月30日を締切りとして、123筆108,057.61平方メートルの申し出がありました。 全ての案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。
議長	これより質疑に入りますが、寶諸委員と能宗委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。 （寶諸委員、能宗委員退席）
議長	それでは質疑に入ります。

	発言のある方は挙手をお願いします。	
委 員	— 質問等なし —	
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。	
委 員	— 全 員 挙 手 —	
議 長	全員挙手により、議案第 5 号は原案のとおり決定します。	
議 長	採決が終わりましたので、寶諸委員と能宗委員は入室・ご着席ください。 (寶諸委員、能宗委員着席)	
議 長	次に、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）」を上程します。 松永地区の報告をお願いします。	
委 員 7 番 小林	議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（中間管理事業、一括方式）」の、1 番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 合計で、1 件、3 筆、面積 1, 7 4 5 m ² です。 地目別では、田のみで、3 筆、1, 7 4 5 m ² です。 1 番は、金江町の受人が、使用貸借権により、金江町の田 3 筆合計 1, 7 4 5 m ² を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判	

	断しました。以上です。	
議 長 委 員 10番 安原	北部地区の報告をお願いします。 それでは、 議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間事業、一括方式）の 24ページの2番及び3番について報告します。 農地中間管理機構が、貸付人の対象農地に利用権を設定して、新市町の認定農業者に転貸するものです。 借受人は駅家町大橋の3筆を使用貸借により借り受け、水稻を栽培する計画です。 以上2件、田が3筆、合計2、399㎡です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。	
議 長 委 員 13番 山本	神辺地区の報告をお願いします。 議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、一括方式）」の24ページ4番から25ページ13番について報告します。 貸付人から農地中間管理機構が、計画対象農地に利用権を設定して借り受けて、借受人に転貸するものです。 件数10件、登記地目は全て田で11筆、面積は13,226㎡です。 4番から6番は、新涯町の法人が賃貸借で西中条の対象農地3筆2,505㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。 7番から12番は、上御領の法人が賃貸借で八尋の対象農地6筆7,311㎡、上御領の対象農地1筆1,542㎡、合計7筆8,853㎡を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。 13番は、上御領の借受人が、賃貸借で上御領の対象農地1筆1,868	

委 員 1 3 番 山本 (つづき)	m²を借り受けて、水稻の栽培をする計画です。 当該農地、借受人に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 6 号は、農地中間管理機構である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に利用権を設定し、5 件の借受人に転貸するものです。 合計で 1 3 件、1 7 筆 1 7, 3 7 0 平方メートルの申し出がありました。
議 長	これより質疑に入りますが、山本委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第 3 1 条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。 (山本委員退席)
議 長	それでは質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり決定します。

議 長	採決が終わりましたので、山本委員は入室・ご着席ください。
	(山本委員着席)
議 長	次に、議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業、集積のみ）」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野 田	議案第 7 号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」（農地中間管理事業、集積のみ）の 1 番から 9 番について報告します。 1 番は、広島県安芸郡府中町、2 番から 9 番は、いずれも田尻町の貸付人から、農地中間管理機構が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受け、整備するものです。 内訳は、件数 9 件、筆数 1 5 筆、面積 5, 5 9 4 平方メートルで、地目は、いずれも畑です。 当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画として適当であると判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 7 号は、農地中間管理機構である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に利用権を設定するものです。 合計で 9 件、1 5 筆 5, 5 9 4 平方メートルの申し出がありました。
議 長	それでは質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 7 号は原案のとおり決定します。
議 長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の 28 ページから 34 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、39 件を事務局長専決で受理しました。 次に、35 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、36 ページから 39 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4 条 4 件、5 条 2 1 件を農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、40 ページから 42 ページの「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が 14 件ありました。 次に、43 ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から 1 件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から 2 週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。 次に、44 ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取

事務局 (つづき)	下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。 専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして2024年（令和6年）第7回福山市農業委員会総会を終了します。
事務局長	皆様お疲れ様でした。 委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 以上を持ちまして総会を終了します。 委員の皆様には、気をつけてお帰りください。

午前10時40分閉会